

医療情報取得加算の見直しについて

(令和 6 年 12 月より)

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

なお、これまで医療情報取得加算としてマイナ保険証を利用した場合と利用しない場合に医療費の違いが生じておりましたが、令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、初診時、再診時ともにマイナ保険証の利用の有無にかかわらず 1 点となりますのでご了承ください。

初診時	医療情報取得加算	1 点
再診時（3 月に 1 回算定）	医療情報取得加算	1 点

令和 6 年 11 月 30 日

鈴鹿医療科学大学附属こころのクリニック 院長